

# 加須市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱

(令和2年3月18日福祉部長決裁)

改正 令和8年4月8日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）その他関係法令に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対して実施する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導監査は、法第34条の8の3の規定により、放課後児童健全育成事業者が加須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）及び「放課後児童クラブ運営指針の改正について（令和7年1月22日付けこ成環第16号こども家庭庁成育局長通知）別紙「放課後児童クラブ運営指針」、その他関係法令等に基づき適正な育成支援及び設備環境の確保を行っているかを確認し、もって利用児童の処遇の向上及び運営の適正化を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、市の区域内に施設を有し、法第6条の3第2項に規定する事業を実施する全ての放課後児童健全育成事業者とする。

(実施計画)

第4条 指導監査の実施に当たっては、行政運営の方針、前回の指導監査の結果等を勘案して、毎年度当初に当該年度の重点事項、対象とする放課後児童健全育成事業者及び実施時期等を内容とした実施計画を策定するものとする。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査の種類は、報告徴収及び立入調査とする。

2 報告徴収は、通常報告徴収及び特別報告徴収とする。

(1) 通常報告徴収は、運営状況について、原則として年1回、自己検査を実施の上、その結果について文書により報告を求めるものとする。ただ

し、立入調査を行う年についてはこの限りではない。

(2) 特別報告徴収は、通常報告徴収の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合で、運営状況又は児童の処遇等に問題があると認められる場合に、随時報告を求めるものとする。

3 立入調査は、通常立入調査及び特別立入調査とする。

(1) 通常立入調査は、法第34条の8第2項に規定する届け出を行った放課後児童健全育成事業者を対象に、原則として3年に1回行うものとする。

(2) 特別立入調査は、重大な事故が発生した場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合で、運営状況又は児童の処遇等に問題があると認められる場合に、随時行うものとする。

(立入調査の実施)

第6条 立入調査の実施に当たっては、放課後児童健全育成事業者の指導監査を所管する部署の職員2人以上（うち1人を班長とする。）による指導監査班を編成して実施するものとし、必要に応じて放課後児童健全育成事業等に関係する部署の担当職員を同行することができるものとする。

2 対象となる放課後児童健全育成事業者に対し、立入調査の期日、担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、特別立入調査についてはこの限りではない。

3 当該放課後児童健全育成事業者の代表者及び関係職員（以下「代表者等」という。）の立会いを求めるものとする。

(立入調査結果の報告)

第7条 指導監査班長は、立入調査の終了後、代表者等に出席を求め、その結果について講評し、改善が必要な事項について指導を行うものとする。

2 立入調査を担当した職員は、立入調査後速やかにその結果について上司に復命するものとする。

(指導監査の結果通知)

第8条 指導監査の結果は、法その他関係法令に従い、指導区分を整理したうえで、放課後児童健全育成事業者の代表者宛てに文書をもって通知するものとする。

(改善指導等)

第9条 指導監査の結果、改善を要する事項があるときは、前条の通知において指導事項を示すとともに、期限を定めて改善状況、改善計画等の報告を求めるものとする。

2 前項の改善指導にも関わらず改善が見られないと判断される場合、当該放課後児童健全育成事業者に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 放課後児童健全育成事業者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、当該放課後児童健全育成事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。